

転出にともなう三宅村役場での主な手続きは、次のとおりです。

市外局番 04994

し欄	対象のかた	三宅村役場での手続き	担当窓口			
<input type="checkbox"/>	児童手当・児童育成手当 ・児童扶養手当 を受給しているかた	各手当の「受給事由消滅届」・「資格喪失届」を提出ください。転出証明書に記載の「異動(予定)日」の属する月分まで支給いたします。翌月以降の支給手続きにつきましては、転出証明書に記載されている「異動(予定)日」から15日以内に、新住所地の区市町村担当窓口で申請してください。	村民生活課 福祉係 5-0904 〔臨時庁舎1階〕			
<input type="checkbox"/>	乳幼児医療費助成・義務教育就 学児医療費助成・ひとり親家庭等 医療費助成 を受給しているかた	各医療助成制度の「申請事項変更(消滅)届」を提出のうえ、医療証をお返しください。転出証明書に記載の「異動(予定)日」をもって資格がなくなります。				
<input type="checkbox"/>	保育園児 の保護者のかた	みやけ保育園に入園されているお子さまが転出される場合、その保護者のかたは、「退所届」を提出してください。				
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳 ・精神保健福祉手帳 をお持ちのかたなど	三宅村での手続きの必要はありません。転入の際に、住所変更の手続きが必要です。新住所地の区市町村に問い合わせ下さい。				
<input type="checkbox"/>	国民年金 に加入しているかた	三宅村での手続きは必要ありません。ただし、国外に転出するかたは手続きが必要です。転入の際に、住所変更の手続きが必要です。新住所地の区市町村にお問い合わせ下さい。	村民生活課 保健係 5-0902 〔臨時庁舎1階〕			
<input type="checkbox"/>	国民年金 を受給しているかた	三宅村での手続きは必要ありません。				
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 に加入しているかた	「国民健康保険被保険者資格喪失届」を提出のうえ、保険証等をお返しください。転出証明書に記載の「異動(予定)日」をもって資格がなくなります。 ※ 特別養護老人ホーム等への入所、又は修学のために転出されるかたは、引き続き三宅村の保険証をお使いいただく場合があります。				
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証 をお持ちのかた	<table border="1"> <tr> <td>都外へ転出</td> <td>医療証をお返しください。「負担区分等証明書」を発行いたします。転入の際、新住所地の区市町村で、三宅村が発行しました「負担区分等証明書」を持参のうえ、加入の手続きをしてください。</td> </tr> <tr> <td>都内へ転出</td> <td>医療証をお返しください。転入時に医療証の交付手続きをしてください。</td> </tr> </table>		都外へ転出	医療証をお返しください。「負担区分等証明書」を発行いたします。転入の際、新住所地の区市町村で、三宅村が発行しました「負担区分等証明書」を持参のうえ、加入の手続きをしてください。	都内へ転出
都外へ転出	医療証をお返しください。「負担区分等証明書」を発行いたします。転入の際、新住所地の区市町村で、三宅村が発行しました「負担区分等証明書」を持参のうえ、加入の手続きをしてください。					
都内へ転出	医療証をお返しください。転入時に医療証の交付手続きをしてください。					
<input type="checkbox"/>	介護保険 に加入しているかた	介護保険証をお持ちのかたは、お返しください。転出証明書に記載の「異動(予定)日」をもって資格がなくなります。要介護認定を受けているかたは、「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。 ※ 介護保険施設等に入所されるかたは、引き続き三宅村の保険証をお使いいただく場合があります。	財政課 税務係 5-0983 〔臨時庁舎2階〕			
<input type="checkbox"/>	住民税(村都民税普通徴収) を個人で納めていただくかた	通常住民税は、その年の1月1日現在、住民登録があった区市町村に納付していただくこととなります。 ※ 転出の際には、住民税の納付忘れのないようにお願いします。				
<input type="checkbox"/>	所得証明・課税証明 ・納税証明 を必要とされるかた	各年度の各種証明は、その年の1月1日現在に住民登録のあった区市町村へ交付申請となります。申請方法等については、ホームページで確認していただくか、担当窓口にお問い合わせください。				
<input type="checkbox"/>	原付(125cc以下)・ミニカー ・小型特殊自動車 をお持ちのかた	標識交付証明書・ナンバープレート・印鑑を持参のうえ、廃車の手続きをしてください。ただし、転出先の区市町村でも使用する場合は、廃車証明書を交付しますので廃車手続き時に担当に申し出てください。 ※ 転出の際には、軽自動車税の納付忘れのないようにお願いします。				
<input type="checkbox"/>	水道 の給水の停止・開始	「給水停止申込書」を地域整備課水道係へ提出してください。後日、給水停止の作業をいたします。	地域整備課 水道係・ 環境整備係 5-0989 〔臨時庁舎2階〕			
<input type="checkbox"/>	村営住宅 に入居しているかた	村営住宅から退去される場合は、「村営住宅退去申請書」と「住宅返還届」を退去完了までに地域整備課環境整備係へ提出してください。	総務課 防災危機管理係 5-0935 〔臨時庁舎2階〕			
<input type="checkbox"/>	防災行政無線 を貸与されているかた	防災行政無線用の小型無線機を、総務課防災危機管理係までご返却ください。				
<input type="checkbox"/>	家庭用小型脱硫装置 を貸与されているかた	家庭用小型脱硫装置を、総務課防災危機管理係までご返却ください。				
<input type="checkbox"/>	IP告知端末(テレビ電話) ・テレビ用光変電装置 を貸与されているかた	「IP告知端末等返却申請書」を記入の上、IP告知端末(テレビ電話)一式(取扱説明書を含む)とあわせて総務課企画情報係、または各出張所へご返却ください。 ※ テレビ用光変電装置を貸与されたかたは、転出の際にIP告知端末とあわせてご返却ください。 ※ 村営住宅の退居にともなう転出の場合は、「返却申請書」のみ提出ください。退居する室内にIP告知端末を設置したままで構いません。	総務課 企画情報係 5-0984 〔臨時庁舎2階〕			
<input type="checkbox"/>	小学生・中学生 の保護者のかた	村外への転校や学童クラブの退会の手続きにつきましては、三宅小学校、三宅中学校、または三宅村教育委員会へご相談ください。	教育委員会 5-0952 〔臨時庁舎3階〕			

転出にともなう電気・ガス・固定電話の手続きは、下記までご連絡ください！

【電 気】

・東京電力(株) 三宅島事務所 2-0711

【固定電話】

・NTT東日本 116(局番なし) または、0120-116000

【ガ ス】

・(有) 宮正商店

・(株) 三宅島産興商会

・東京島しょ農業協同組合 三宅島支店

5-0595

5-0505

2-0003